

令和 3 年 1 月 12 日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける
対応レベルの引き上げについて

危機対策本部長
湊 長 博

このたび、新型コロナウイルス感染症がここ京阪神地域においても急激に拡大していることから、京都府、大阪府、兵庫県の各知事から、政府に対し、首都圏に続き新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言発令の要請がなされました。

このため、政府への要請を踏まえ、本学の感染拡大の対応の更なる強化を図るため、令和3年1月12日から当面2月7日までを目途に、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルをレベル1から再度レベル2（一）に引き上げることといたします。

ついでには、学生及び教職員のみなさまには、これらの趣旨を踏まえ、緊急事態宣言対象地域への不要不急の移動の自粛、20時以降の不要不急の外出の自粛及び、特に、引き続き飲食を伴う多人数による会合については厳に慎んでいただくなど、一日も早い感染拡大の収束に向け、適切にご対応くださるようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、全学共通の対応でのボトムラインを示すものであり、各部局におかれては、各々の状況に応じ、国の基本的対処方針である感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面の対策の徹底に資するため、より高い制限のご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン：レベル2（一）

<p>【 Category 1 : 授業（講義、演習、実験、実習）・課外活動】</p> <p>○ 授業活動等 対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、「感染拡大予防マニュアル-令和2年度後期授業の実施における配慮について-（第4版）」（令和2年11月13日危機対策本部通知）を踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。</p> <p style="text-align: center;">※定期試験等の実施にあたっては別途通知による留意事項あり</p> <p>○ 課外活動 感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除き、課外活動を自粛する。</p> <p style="text-align: center;">※課外活動の実施にあたっては別途通知による留意事項あり</p>
<p>【 Category 2 : 学内会議の実施・職員の勤怠】</p> <p>○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。</p> <p style="text-align: right;">※レベル2に同じ</p> <p>○ 職員の勤怠 通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。</p>
<p>【 Category 3 : 研究活動】</p> <p>○ 研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間の削減など、感染防止に十分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。</p> <p style="text-align: center;">※「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン」（令和2年5月14日文部科学省作成）を踏まえ、感染拡大の予防に最大限の配慮をする。</p>

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第3版\)](#)